

## 大分市上下水道局水道管耐震化促進等貢献表彰に関する選考表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市上下水道局水道管耐震化促進等貢献表彰に関する要綱（令和4年大分市上下水道事業告示第60号。以下「要綱」という。）による耐震化の促進等に貢献した工事施工者の選考及び表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 要綱第6条の審査は、要綱第3条の表彰の対象者等に関し、次に掲げる事項を総合的に勘案し、行うものとする。

- (1) 工事成績評定点の合計が高い工事施工者であること。この場合において、工事成績評定点の合計の算定には、工事成績評定が大分市上下水道局建設工事成績評定要綱（平成14年大分市水道局訓令第8号。以下「成績評定要綱」という。）第7条に規定する「やや不良」、「不良」と評価された工事及び共同企業体の構成員として評価された工事を含まないものとする。
- (2) 要綱第3条第2項第2号に規定する工事の成績評定合計点の平均点が70点以上であること。
- (3) 工事施工者が、誠実及び信用を欠くと認められない者であること。

(調書)

第3条 要綱第9条に規定する水道管耐震化促進等貢献調書には、次に掲げる事項について記入するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 施工業者名
- (3) 請負代金額
- (4) 工事成績評定
- (5) その他必要と認められる事項

(表彰の時期)

第4条 要綱第2条の表彰の時期は、原則として6月とする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。